

群馬労働局が調査結果を伝える

「沖データの派遣法違反の事実が認められました」

沖データに
派遣法違反の
指導が出される！

沖データは、直ちに申告した 派遣労働者を直接雇用せよ！

2月17日、群馬労働局は沖データ（沖電気のプリンター事業会社）に対して、労働者派遣法違反の事実を認定した上で、是正指導した事を明らかにしました。

それは、派遣法違反を申告した派遣労働者に、労働局が伝えたものです。

今回の指導は、「政令26業務」という限られた専門業種に派遣された労働者が、専門業務以外の仕事を任せられ、長年働いていた事実を認定したもので、沖データが直接雇用しなければならなかったことが明白になりました。

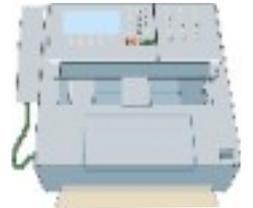
労働者派遣法では、専門職を前提にした派遣労働者に対して、決められた業務以外の仕事をさせた場合は「一般派遣」と判断され、1年（最長3年）という契約期間以上働かせてはならないことになっています。

今回の労働局の判断は、「（派遣先企業は）派遣可能期間を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けてはならない」ことを定めた労働者派遣法「第40条の2」に違反していたことが中心的な内容になっています。

申告した派遣労働者は、主に「政令26業務」の「1号業務/ソフトウェア開発」という条件で8年5ヶ月に渡って働いていましたが、決められた専門職以外の「教育」や「開発プロジェクトの管理・運営」などを任せられ、時には管理下にあったメンバーに対して残業指示まで行なっていました。

組合側（電機・情報ユニオン）は団体交渉の中で、「こうした業務が1号業務以外の仕事で、正社員と同じ成果が求められ、長時間労働が強いられていた」と主張し、正社員として採用するように求めてきました。しかし会社側は「派遣法には違反していない」「違反しているかどうかは労働局が判断しているところだ」と反論し、派遣労働者を違法状態で働かせていたことを認めようとしませんでした。

今回、労働局から労働者派遣法に違反していた事実が示された以上、沖データは一刻も早く申告した労働者を直接雇用することが求められています。



問われる沖電気グループのCSR（企業の社会的責任）

沖電気の労働者が、「コンプライアンス委員会」に調査と適切な対処を要請

沖電気グループは「CSR（企業の社会的責任）」「コンプライアンス（法令遵守）」の徹底を企業理念の重要な柱として、「コンプライアンス委員会」を設置し「法令違反などに伴うリスク」を重大視して「リスクマネジメント規定」まで設けています。沖電気で働く労働者が、こうした規定に従って実態の調査を求める「通報」を行なった結果「沖データにて適切に対応中であります」という回答が出されました。

今回の労働局の調査結果は、こうした制度がグループ全体で本当に機能しているのかどうか、企業の体質が大きく問われる事態を迎えています。

あすなろ 号外
2012年2月
沖電気の職場を明るくする会

東京都港区三田3-2-20
TEL 03-3455-6006
http://oakhp02.chottu.net



昨年12月に行われた集会は大成功でした

